

道路占用許可の特例について

～にぎわい・交流創出のための道路占用許可の特例制度～

参考資料 2

国土交通省 都市局 まちづくり推進課

★ 平成23年に都市再生特別措置法の一部を改正する法律等が施行され、
道路空間を活用して、まちのにぎわい創出等に資するための道路占用許可
の特例制度が創設されました。

道路占用許可の特例とは

道路の占用許可は、道路法において、道路の敷地外に余地が無く、やむを得ない場合(無余地性)で一定の基準に適合する場合に許可できることとされていますが、まちのにぎわい創出や道路利用者等の利便の増進に資する施設について、都市再生特別措置法(以下「都市再生法」という。)に規定する都市再生整備計画に位置付ける等の一定の条件の下で、無余地性の基準を緩和できることとした制度です。

特例の対象施設

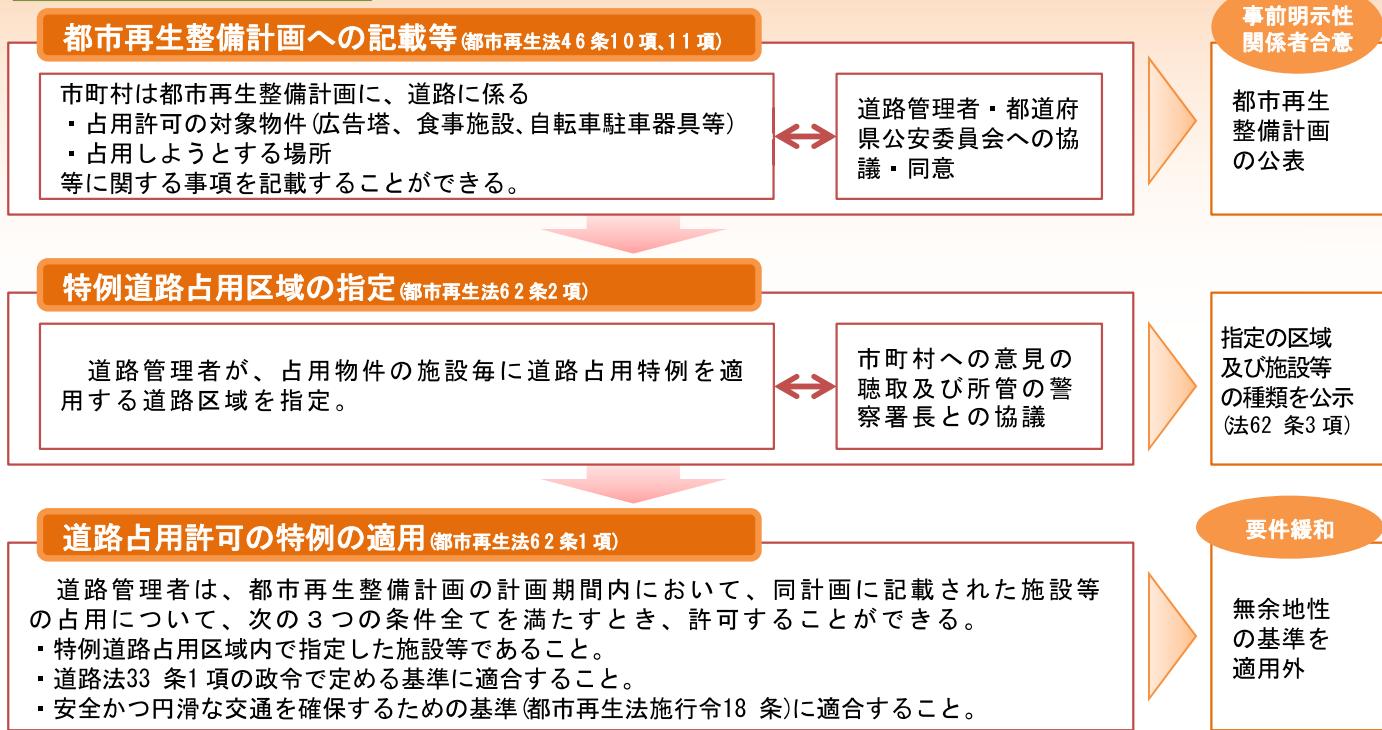
都市の再生に貢献し、道路の通行者及び利用者の利便の増進に資する次の施設等であって、施設等の設置に伴い必要となる道路交通環境の維持及び向上を図るための措置が併せて講じられているもの。(都市再生法46条10項、同施行令14条)

- ①広告塔又は看板で、良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- ②食事施設、購買施設その他これらに類する施設で、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- ※道路を通行する際に一般に派生する需要を満たすもの。例えば、オープンカフェ、キオスク、案内所、休憩所などが想定されます。
- ※食事施設・購買施設等は、今回新たに占用許可の対象になりました。(道路法施行令第7条第6号)
- ③自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの



※①～③以外のベンチ、花壇、街灯等の施設については、従来どおり無余地性の基準が適用されます。にぎわい創出のために必要な施設として、別途道路占用許可を申請することは可能です。

道路の占用特例の流れ



◇相談窓口◇

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室 電話：03-5253-8407

(参考)関係法令

■都市再生特別措置法(一部抜粋)

第46条第10項

第二項第三号イ若しくはヘに掲げる事業に関する事項又は同項第四号に掲げる事項には、道路法第三十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設、工作物又は物件(以下「施設等」という。)のうち、都市の再生に貢献し、道路(同法による道路に限る。第六十二条において同じ。)の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置(道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)であって、同法第三十二条第一項又は第三項の許可に係るものに関する事項を記載することができる。

第46条第11項

市町村は、都市再生整備計画に前項の施設等の設置に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の許可の権限を有する道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)及び都道府県公安委員会に協議し、その同意を得なければならない。

第62条

都市再生整備計画の区域内の道路の道路管理者は、道路法第三十三条第一項の規定にかかわらず、都市再生整備計画の計画期間内に限り、都市再生整備計画に記載された第四十六条第十項に規定する事項に係る施設等のための道路の占用(同法第三十二条第二項第一号に規定する道路の占用をいい、同法第三十三条第二項に規定するものを除く。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

- 一 道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域内に設けられる施設等(当該指定に係る種類のものに限る。)のためのものであること。
- 二 道路法第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。
- 三 その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

第62条第2項

道路管理者は、前項第一号の道路の区域(以下この条において「特例道路占用区域」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ、市町村の意見を聴くとともに、当該特例道路占用区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

第62条第3項

道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、その旨並びに指定の区域及び施設等の種類を公示しなければならない。

■都市再生特別措置法施行令(一部抜粋)

第14条

法第四十六条第十項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

- 一 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- 二 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- 三 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

第18条

法第六十二条第一項第三号の政令で定める基準は、第十四条第一号に掲げる施設等については、次のとおりとする。

- 一 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該工作物を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。
- 二 広告塔又は看板の表示部分を車両(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第八号に規定する車両をいう。)の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられていること。

■道路法(一部抜粋)

第33条

道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

■道路法施行令(一部抜粋)

第7条

法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一～七(略)

八 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第三十三条第二項第一号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地(以下「特定連結路附属地」という。)に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設(第十一号に掲げる施設を除く。)でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
九～十三(略)

国土交通省のホームページにも掲載していますのでご覧下さい。

http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html